

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十年七月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請の年月日
特定非営利活動法人広島県同胞生活相談総合センター	朴 徹	広島県広島市南区南蟹屋一丁目三番三〇号 朝鮮会館三階（総連広	この法人は、精神障害者に対して、地域社会において自立した生活を営むことが出来るよう支援する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。	・名称の変更 ・目的の変更 ・事業の追加 ・事務局の設置	平成二〇年七月一日
特定非営利活動法人まはこころ	岩見 新平	広島県広島市西区己斐本町一丁目二五番一 号三〇五	この法人は、身体障害者及び高齢者に対して、地域生活支援に関する事業を行い、障害者及び高齢者福祉厚生及び自立に寄与することを目的とする。	会員の資格喪失要件の変更	平成二〇年七月二日
特定非営利活動法人もちの木	竹中 寛	広島県広島市中区土橋町五番三五号	この法人は、高齢者及び認知症高齢者、その他手助けを必要とするすべての人に対して、住民参加とボランティア精神のもとに、地域に根ざしたサービスを提供し、すべての人が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。	役員定数の変更	平成二〇年六月三〇日
特定非営利活動法人ウイングかべ	勝岡 勝也	広島県広島市安佐北区可部一丁目七番二三号	この法人は、精神障害者に対して、地域社会において自立した生活を営むことが出来るよう支援する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。	・目的の変更 ・特定非営利活動の種類 の追加 ・事業の変更 ・付則の追加	平成二〇年六月一〇日

特定非営利活動法人日本スリランカ友好協会	山田 昭雄	広島県広島市西区南観音七丁目一二番二三号	この法人は、日本とスリランカの間における相互理解と相互援助の促進に關する活動を行い、両国間の緊密且つ親密な関係の構築の推進を図り、以て社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	役員定数の変更	平成二〇年七月四日
特定非営利活動法人NPOスポーツ・ワンス	岩崎 全記	広島県広島市安佐南区長楽寺三丁目九番一號	この法人は、健全な者、身体障害者、養護施設の子ども達等に対して、バリアフリー社会育成のための、スポーツとレクリエーションをおとした交流・支援事業を行い、もって子ども健全育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。	役員定数の変更	平成二〇年七月四日
特定非営利活動法人財産管理サター	對馬 久子	広島県広島市中区上八丁堀八番二三号	この法人は、高齢者、障害者等の社会的弱者に対して、關係諸官庁や家庭裁判所等と協力しながら、個人の暮らしを守り真に心豊かに充実した日常生活が過ごせるように人権の擁護と財産権の管理等について相談及び指導、支援等の事業を行い、人権とその基礎となる財産権を擁護し、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	・会員の種別の変更 ・入会の条件の変更 ・役員定数の変更	平成二〇年七月八日